

藤原兼實

Ⅱ 轉換期に於ける一貴族 Ⅱ

草間俊一

十二世紀末に於ける鎌倉幕府の成立は、古代律令的公家社會の没落に代つて、中世封建的武家社會を出現せしめたものである。古き公家階級に代つて、新興武家階級が政權を掌握するに至つたこの變革は、

保元、平治の亂による平氏の全盛、その後義仲の一時的覇權を経て、源頼朝の鎌倉幕府の樹立に至つて、一應完成されたのである。この時代に於いて攝關家に生をうけた兼實は、その家柄の故に幼少にして官位の昇進に恵まれ、^①十六才で内大臣、十八才で右大臣に任ぜられ、二十六才の時は從一位にまで昇進した。^②廟堂に於いてこの様な高位顯官を拜しながら、御白河法皇の院政時代で、法皇とは疎遠の關係にありし爲に政務の實際には余り關係することなく才月を送り、不遇孤露の身をかこつていたのであるが、頼朝覇權を握るに至ると、頼朝より「社稷之臣」^③として信用を得、その推薦により攝政の地位に就くことになった。この攝政就任中は彼の全盛時代であつたが、彼に對する宣陽門院を中心とする丹後局、通親等の陰謀は、彼を攝政の地位から追放することになった。彼が攝政としてその實權を振り得たのは、時代

の變革者として出現した頼朝との提携によつてなし得られたものであるが、彼が古い攝關家の傳統を慕い、それを身につけている身でありながら、それと對立すべき變革者頼朝と提携して行つた事情について述べ度いと思う。

註

- ① 玉葉、治承二年十二月二十四日「家例多十四叙三品大殿已下、至余十二歲叙三三位一時人稱之早速」
- ② 玉葉、承安四年正月七日「齡不レ及三旬一階級昇一品天譴有レ恐」
- ③ 玉葉、天曆六年十月廿九日「疎遠之身憇在朝廷」
- ④ 玉葉、治承二年十二月十五日
- ⑤ 玉葉、元曆元年十一月廿一日

兼實は忠通の三男として生れ、その異母兄に攝政關白になつた基實、基房を有し、同母弟として愚管抄の著者慈圓、太政大臣兼房等があつた。^①基實は二十四才といふ若い年令で亡くなつたので、兼實との交渉は明らかでないが、兼實は弟としてその恩顧をうけることが少なくなかつた様であることは、その子基通に對する態度で知ることが出

来る^②。それに比べて基房との關係は、兩者の政治的勢力の對立から思
わしくなかつた様である^③。兼房は太政大臣になつたけれど、その人物
は平凡であつた様であるが、慈圓はその著作として愚管抄及び和歌そ
の他を残している故に、多くの人が述べている様に秀れた才能をもつ
ていた^④。兼實と慈圓とは相許し合ふ關係にあり、兩者の交渉は終始變
らず、その思想に於いては法然上人の新しい宗教運動に關してを除い
て共通するものであり、愚管抄にあらわれた彼の思想の中に兼實の思
想を見る思いがすることは後に述べる所である。兼實は兄二人の攝籙
をもちながら、三男にして攝政の地位につき得たのは、彼自から貞信
公忠平、大入道兼家、御堂關白道長の先例を擧げてゐる如く、秀れた
才能を持つていた事が考へられる。即ち彼については、吾妻鏡には
「和漢才智頗令^⑤越人給云々^⑥」と云い、彼が攝政の任たるべきことに
ついては京下の人士のしばし^⑦、期待した所であつた。又義仲に對して
も「朝之重器^⑧」としてその任用を落書なされた所であり、その攝政に
任ぜられた時は「ゲニゲニシキ攝籙^⑨」と愚管抄に評され、賴朝もその
申狀に於いて「此事、全非^⑩彼懇望^⑪又非^⑫有引級之思^⑬、爲^⑭身無^⑮其
益^⑯、只衆口之所寄^⑰、其仁在^⑱彼人^⑲」と述べている。長兼は彼を評し
て「以^⑳伊尹之巽行^㉑、奉^㉒佐萬機^㉓とし、彼の攝政追放については「天
亡^㉔良弼^㉕」とし「宣帝亡霍氏猶^㉖霍禹之時^㉗也^㉘」と先例を引用する程で
あつた。尙彼の朝廷の公事に關する知識、和歌、佛事、曆法等諸學に
ついての通曉、又能筆等秀れた才能をもつていた事は、玉葉にあらわ
れた記事によつて知られるが、それについては略することにする。

仁安二年（一一六六）より建仁二年（一一二〇）までの平氏の全盛
期より鎌倉幕府の初めまでの間、攝關の職に就いたものは、二ヶ月程在
職した師家を除いて基房、兼實、基通の三人の名が擧げられるが、こ
の三人の中で攝關家の傳統的な立場を思い、政治の振興に努力したの
は兼實一人のみと考へられる。基房は「松殿九條殿コノ二人、イサ、
カノ人ニ似タル^①」と云われた人物でありながら、兼實をして云われし
むれば時の勢力に阿諛追從する人物であり、攝籙家の權威に對して全
く何等の見識もなく、輕輩の者に輕侮されても全くなす所を知らざる
人物であつた。又その行動に於いても非難に價するものがあつた。基
通に至つては「攝籙臣始マリテ後、是程ニ不中用ナル器量ノ人ハイマ
ダナシ^②」と云われた如く、その愚鈍は攝籙に値しない人物であり、兼
實は信範の言葉として「攝政不知^③和漢事^④」と述べ、諸事について未
練のため關白はあれど亡きが如き存在でしかなく、兼實が扶者たるに
よつてその執柄の責を果す状態であつたが、兼實の教を受けなくなつ
ては違失多き状態で、全く管轄の器量ではなかつた。而かも尙彼が攝
籙の地位を守り續け得たのは、「法皇艷^⑤攝政^⑥、依^⑦其愛念^⑧こと云はれ
るもので、女房冷泉局を仲介とするものであつた。かゝる彼はひたす
ら法皇に阿諛追從する状態であり、一方その行動に於いて萬人の矚望
をかうものがあつた。それに對して兼實は輔弼の職にある身として、
當時の狂亂の時勢に對して「凡所^⑨志者、偏社稷之安全也、政道之反
素也^⑩」と述べる如く、ひたすら天下の康寧、王法の紹隆を祈願し、國
の前途を憂える所があつた。又彼は時の權力に阿諛することを最も唾

棄すべき事として嫌い、その態度は平氏をして「傍若無人」³⁴と云われ、³⁵「自去治承三年以來、武權偏奪君威、恣行朝務」時代に於て「小臣獨不媚權臣、不蔑朝憲」と自負し得る行動をとり得た。頼朝との關係に於いても彼は之に取り入る事をしたのでなかつた。

註

- ① 尊卑分脈
 ② 玉葉、治承三年十二月十六日及び十一月廿三日
 ③ 玉葉、壽永二年九月六日及壽永三年二月十一日
 ④ 玉葉、建久二年三月廿八日「無才漢、無勞積」、只以先公之舊勞、下官所推舉也。」
 ⑤ 筑土筑寛著「慈圓」に研究論文の目錄あり。
 ⑥ 愚管抄卷六(一八六頁—一八七頁) (新訂 増補國史大系以下同様)に慈圓の法然についての見解が見えているが、當時山門大衆の論と似たものである。兼實と法然との關係は玉葉、法然上人行狀畫圖等によつて知られる。
 ⑦ 玉葉、壽永二年九月六日
 ⑧ 吾妻鏡、文治二年二月廿七日
 ⑨ 玉葉、壽永二年九月四日
 ⑩ 愚管抄 卷六
 ⑪ 玉葉、文治二年七月三日
 ⑫ ⑬ 三長記、建久七年十一月二十日・十九日・十八日の條
 ⑭ 師家職にあつたとはいへ實際は父基房の執政する所であつたことは、玉葉、壽永二年十一月二十一日、及び吉記同日の條、「天下庶政入道關白殿御沙汰」とある
 ⑮ 玉葉治承三年十一月十六日「抑此關白之時、家胎暇瑾、職付二大統」と憂える言葉がある。

藤原兼實の轉換期に於ける一貴族(草間)

- ⑰ 愚管抄附録 二一七頁
 ⑱ 玉葉、治承二年十二月廿日及び同三年二月十日
 ⑲ 玉葉、安元三年二月七日隆季基房に無禮を致す
 ⑳ 玉葉、嘉應三年九月十七日及同三年三月二日
 ㉑ 愚管抄卷五 一五八頁
 ㉒ 玉葉、治承五年三月廿日
 ㉓ 治承三年十二月十日、同五年五月十七日
 ㉔ 治承四年正月廿日
 ㉕ 治承三年十一月廿三日
 ㉖ 文治元年十一月廿三日
 ㉗ 壽永二年八月二日
 ㉘ 壽永三年八月十八日
 ㉙ 壽永元年七月三日
 ㉚ 元曆二年四月廿三日攝政の賀茂詣について「今日賀茂詣、萬人歎息、殆不異禽獸之歎、可悲々々」
 ㉛ 玉葉、治承五年正月八日「近世之事、每事如レ此者歟、但當時之政不狂亂者、還不レ可レ叶三時議者歟」
 ㉜ 玉葉、元曆元年九月廿三日
 ㉝ 文治二年五月廿三日
 ㉞ 壽永三年二月十九日
 ㉟ 文治元年十二月廿八日

三

次に兼實が政治について如何なる考をもつていたかについて述べるに當つて、攝關家藤原氏の傳統的な政治觀について考へなければならぬ。道長を絶頂とする攝關政治は、大化改新によつて確立された古

代律令的國家の政治体制に於いて天皇制に代つて、攝政關白として藤原氏が政權を掌握したものであつた。これは藤原氏殊に北家の一門が、官廷に於いて他の貴族を排斥して政治の實權を握つたもので、その經濟的基礎を廣大な莊園に置いていた。この藤原氏全盛の時代に於いて古代公家文化を中心とする日本文化の發達が見られたのである。

されば攝關政治は「攝録ノ臣ノ器量メデタクテ、ソノ御マツリ事ヲタスケテ、世ヲ治メラル」^①と云われるべきもので、政治の衰えでなく、藤原氏は攝關として「一念私ナク」^②つかへることによつて君の政治も賢く行われるのであつて、「君ヲオモイアナヅリマイラスル心ノサワ／＼」^③ないものであつた。従つてこの「君ト攝録ノ臣ト。ヒスト一ツ御心ニテチガフコトノ返々待ルマジキ」^④道理を忘れて、「後三條ノ宇治殿ヲ心得ズ思召ケルヨリ」^⑤と云われる様に攝關家藤原氏を輕視することになつたので、「采代惡世武士ガ世」^⑥を現出せしめることになつたのであるとするのは愚管抄に見える慈園の考へであるが、攝關家藤原氏の考へであるとも思われる。

平安末期に於ける院政は、攝關家藤原氏の勢力を壓迫し、それに代つて院の下に獨裁權が發揮されることになつたものであるが、この院政が「古代末期に於けるテスポテイズムとして古代國家全体の危機の表現であつて、たんに藤原氏にたいする皇室の權威回復という支配階級内部の問題ではない」と云われるにしろ、「現實には從來ほとんど獨裁的地位にあつた攝關家の犠牲によつてのみ、院政の成立は可能であつたのである」と述べている様に、^⑦院政の成立は攝關家の勢力を壓迫

するものとして出現したものであつた事は、攝關家藤原氏にとつて院政は自己の勢力と對立するものであつた。而もこの院政を支持する政治的社會的勢力として攝關政治のもとにおいて中級以下の身分であつた官僚貴族があり、彼等が院政の影にあつてその實權を振り、攝關家をないがしろにした事は、近臣が院政を組織したか、^⑧院政がかれらを權力機構のなかに組織したかは兎も角としても、このために「攝録ノ臣ト云者ノ世中ニトリテ。三四番ニクダリタル威勢」^⑩にまで落ち下らざるを得なかつた。従つて院政時代に於ける近臣の跋扈について、慈園は「本躰ノ攝録臣ヲコノシモザマノ人ノヲハシケルニ、又カナシウヲサレテソレハバカリナガラ」^⑪と述べている様に、攝關家たる藤原氏はこの微賤な近臣のために壓迫されてその實權を失ふに至り、たゞ形だけそなわるものになつた。^⑫然しこの近臣による政治は、「スエザマニハ王臣中アヤシキヤウニノミ近臣愚者モテナシ／＼シツ、世ハカタブキウスルナリ」^⑬と云ふ如く政治の衰微を將來したものであつた。又近臣は院の衰龍の袖にかくれて「攝録臣ヲ讒言スルヲ君ノ御心ニカナフコト、シリテ、世ヲウシナハル、事ハ申テモ／＼イフバカリナキヒガ事」^⑭を行ふ結果となつたのである。かゝる院政に於ける近臣政治の弊害は、兼實自身も身にしみて感ずる所であつて、彼の院政に對する非難は近臣政治への攻撃に向けられていた。即ち後白河法皇の近臣の寵用拔擢は筆舌に盡し難く指彈すべきものであつて、^⑮傳統を尊重し門閥を重する兼實にとつて、その譜第門閥も官位の上下も學識才能をも全く無視して、法皇の氣儘に行われる人事は、^⑯時には全く物狂とし

てしか考へられない状態であつて、院政によつては到底聖代の政は期し得らるべきものでなかつた。¹⁵か様な近臣によつて行われる政治は、先例を無視し道理に反するもので「末代之政、只在小人之心一歟、可哀々々」¹⁶と歎じ、「小人近君、國家擾、誠哉此言」¹⁷と悲歎せざるを得なかつた。

事實院政は古代末期の政治的危機に於けるデスポティズムの一形態と見て、その性格として「法を超越し、無視するところの一つの特質がある」¹⁸と言われる様に、院政に於ける政治紀綱の無視は全く道理を失い、例に乖くものであり、「近代朝務、如反掌、朝成暮敗實此謂」と云われる状態であり、それは更に院の人間的な性格をその政治に強くあらわすことによつて特色づけられることは、白河、鳥羽兩院の院政に對して、「理非決斷、賞罰分明、愛惡揭焉、貧富顯然也、依男女殊寵多、已天下之品秩破也」¹⁹と云われ、又「其政多不道、上違於天心、下背千人望」²⁰と云われる如くであつたが、兼實の時代に於ける後白河法皇は「和漢之間少比類之暗主也」²¹と云われ、「昔雖陽成花山之狂、未聞如此之事」²²と云われる性格であつて見れば、その政治の頹廢は殊に著しく、「偏晉惠帝也、八王之執權敢不可相違云々」²³と云われるべき状態で、後白河法皇の院政によつて前代より更に世上不穩となり、民人心を安ぜざる有様になつたときへ云われ、國の衰微朝の稜威著しく、暗愚の世は吉も選つて凶となり、善又は惡に似る有様であつて、これは偏に「君暗而迷少事、况重事哉、國家之敗亂宣哉」²⁴と云われる様に、法皇の性格の然らしむる所と考へられた。され

ばその寵臣泰經をしてさえ、「法皇只不可知食天下也」²⁵とし、その理由として法皇の御力を以てしては天下を直くすることは一切不可、叶と云わしめていたのである。

註

- ① 愚管抄附録 二一五頁
- ② 卷四 一〇七頁
- ③ 附録 二一六頁
- ④ 卷四 二一五頁
- ⑤ 卷四 二二一頁
- ⑥ 附録 二二一頁
- ⑦ 石母田正氏「古代末期の政治過程および政治形態」(社會構成史体系)
- ⑧ 林屋辰三郎氏「院政の成立について」(日本史研究第二號)
- ⑨ 石母田氏前掲論文
- ⑩ 愚管抄附録 二一七頁
- ⑪ 「攝録ノ臣トテオキテハモチヒル由ニテ、底ニハ奇怪ノ物ニ思召モテナシテ」
- ⑫ 卷四 一一六頁
- ⑬ 附録 二二五頁
- ⑭ 玉葉、承安元年十二月九日「近代之事不可言左右」
- ⑮ 壽永二年四月十日「末代之人、官位之望、敢無其諍」
- ⑯ 事歟、可彈指々々々々」
- ⑰ 建久二年四月廿三日「於近臣寵臣等之事、專不能是非、官外記及諸道之兼事、猶不違衆望、不乖道理、可被行歟、偏是爲三天下也」
- ⑱ 治承三年正月十九日、及び治承五年正月八日「當時之政、不狂亂」者還不可叶三時議一者歟」
- ⑳ 承安元年九月六日、及び文治三年五月廿七「天下之政、聖化可三來世一歟、可悲々々々」

- ① 安元二年四月二日「末代之政、失レ理乖レ例、何爲々々」
 ② 承安五年九月十二日
 ③ 壽永三年正月十六日
 ④ 母石田氏前揚論文
 ⑤ 玉葉、承安二年十二月廿八日
 ⑥ 中右記、大治四年七月七日
 ⑦ 台記、久安元年十二月三日 尙、長秋記 保延元年五月一日に「天下不レ靜已經三二年」、而政三天下「上皇御一人也、御儀尙在「上皇」歟、天下政逐レ日亂、尙此事可レ令三慎御一也、且是無三中行人一也」とある。
 ⑧ 玉葉 壽永三年三月十六日
 ⑨ 元曆元年六月十七日
 ⑩ 元曆元年七月九日
 ⑪ 安元三年七月八日
 ⑫ 元曆元年八月十八日
 ⑬ 元曆元年八月一日
 ⑭ 文治元年十月廿五日

四

次に武士の世に於いて先づ平氏の全盛に對して兼實は如何なる立場にあつたかについて考へて見たい。攝關家の傳統を思いその維持を考へていた人物として、微賤輕輩なりし平氏の全盛とその人を人とも思わぬ武力の前に攝關家と雖も屈從を余義なくされた事は耐え難い事であつた。即ち師房が中將拜任に際して大將重盛の第に向いしことは、彼が攝政基房の子たるにも拘わらず重盛の如き者に禮を致さねばならぬこととして言語の及ぶ所でなく彈指すべきことであり、まして基房

と重盛の子資盛との衝突が遂に無雙の權をもつ重盛の力を背景に基房の乘車を破るに至つては「末代之濫吹」であり、これに對して武者が他に異る勢力をもつものである以上如何ともしがたき状態であるに於いては、「只恨生三五濁之世、悲哉悲哉」と歎息せざるを得なかつたのである。又平氏の横暴は藤原氏の氏神春日社の神人を殺害せるに對して衆徒の蜂起を「道理之又道理」としながらも、何等の處罰も出来ない事を悲しんでゐる。然し一方平氏はその繁榮にも拘わらず京都の地に於いて次第に孤立し自家の前途に不安を感じた結果は、その地盤を固めるために外威の權を得んとして安德天皇の即位を急ぐこととなり、その立太子を早めたことは、亂世の政に叶うと云われる状態であり、平氏に對する感情を増々悪くするのみで、遂に院を中心反平氏の陰謀がめぐらされ近臣のみならず攝政基房もこの事に參劔した。この事は清盛の感情をいたづらに昂らせることになり、その後見境のない行動は近臣の逮捕、更に福原遷都と天狗、天魔に類する所爲があいつぎ、全く物狂いの世を現出するに至つた。かゝる清盛の行動は「雖假三名於勅宣、其實只任三雅意、此等之子細、逆心已炳焉」と云われるきものであつて見れば、兼實もその子良通が權中納言右大將に任ぜられたのも「不レ知三子細之人、不レ知身之耻、存三致三望之旨歟」と述べし如く身の耻とする所であつた。その他平氏の行動は是非左右すべからざるものが多い事を非難してゐる。されば彼はこの時の事を省みて小臣獨り權臣に媚すと云い得たと共に、又「逆賊執三朝務、時人猶媚三其權」、…自今以後設三賊臣之條、爲レ使三後昆懲肅一也」と云い得

たのである。このことは平氏の没落後、一時これに交代して覇權を獲得した義仲の武威を振つた時代についても云つたものであつた。

義仲は自己の據つてたつ地盤を固めることなく中央の政權を掌握することによつてすべてを決定しようとしたことは、中央に進出すると共にその武力による略奪を恣にした。それは彼の引卒せる巨萬の士卒の兵糧のためとはいえ、「畿内近邊之人領併被_レ劫取了、段歩不_レ殘、又京中片山、及_レ神社佛寺、人屋在家、悉以追捕、其外適所遂_レ不慮之前途之庄公之運上物、不_レ論_レ多少、不_レ嫌_レ貴賤、皆以奪取了、此難及_レ市邊、昨日失_レ賣買之便云々^⑭」と云われる状態で、京中の万人武士の外一日も存命の計略なき有様であつた。かゝる義仲の狂暴に加ふるに院の行動はその災害を増加するものであつた事は、「法皇敢不_レ知_レ國家之亂亡、近日被_レ始_レ大造作云々^⑮」と云われるものであつて見れば、「此之災難、出_レ自_レ法皇嗜慾之亂政與_レ源氏奢逸之惡行^⑯」と云われるのも致し方ない事であつた。又當時の政道は「偏暴虎與_レ元弱^⑰也」^⑱と云われるもので「天下忽欲滅亡、可_レ悲々々^⑲」と歎息せざるを得ない状態であつた。されば基房が義仲と接近したのに對して、彼は義仲の下に執政の任を免れた事を喜んでゐる。^⑳

かゝる義仲の蠻行は京洛の人心をして東國にある頼朝の上洛に對する期待を大きくした。^㉑後白河法皇も義仲を斥けるため、頼朝の上洛に期待する所があり使を遣わされている。かくて頼朝は弟範頼義經を遣わして義仲を討ち、ついで平氏を西海に滅亡せしめて天下の覇權を掌握することになつた。

註

- ① 玉葉、承安五年四月廿三日
- ② 嘉應二年六月十六日
- ③ 嘉應二年十月廿二日、廿一日
- ④ 承安二年十二月廿四日
- ⑤ 承安二年十一月廿九日
- ⑥ 治承三年十一月十五日
- ⑦ 治承四年六月五日
- ⑧ 治承四年十一月廿六日
- ⑨ 治承三年十一月廿日 同二十一日
- ⑩ 壽永三年正月廿五日
- ⑪ 壽永二年七月卅日
- ⑫ 壽永二年九月三日
- ⑬ 壽永二年九月五日
- ⑭ 壽永二年八月十二日
- ⑮ 壽永二年八月十日
- ⑯ 玉葉 愚管抄
- ⑰ 玉葉 壽永二年九月五日「凡_レ縑素貴賤……所_レ憑只頼朝之上洛」

五

頼朝の事業は天下の草創^①と云へる如く新しい政治の施行を期するものであつたが、その行動は慎重を期したものである。即ち富士川の合戦の後、平氏を追うて西上することを思い止まり、關東を平定してその地盤を固め、一方、朝廷に對しては「全無_レ謀叛之心、偏爲_レ伐_レ君之御敵^②」と密奏して、その擧兵の主旨を述べてゐる。京都が義仲の

盤行に惱み法皇が頼朝の上洛をうながされるや、彼は三ヶ條の上奏文を呈している。その要項は第一に「可_レ被_レ行_レ勤賞於神社佛寺_二事_一」第二に「諸院宮博陸以下領如_レ元可_レ被_レ返_レ付本所_二事_一」第三に「雖_レ奸謀者_二可_レ被_レ寬宥_レ宥斬罪_二事_一」であつて、それは頼朝が第二條の説明に「頼朝尙領_二彼領等_一者、人之歎相_二同平家_一候歟、宣_レ任_二道理_一有_レ御沙汰_二上者_一」と云つている様に平氏或は義仲の亂行を繰返すことのない事を明らかにしたものであつた。されば兼實をして「一々申狀、不_レ齊_レ義仲等_二歟_一」^④と云わしめたものであつて、頼朝の京都に於ける人氣を高めることになつた。そして頼朝の人物についても「凡頼朝爲_レ体、威勢嚴肅、其性強烈、成敗分明、理非斷決」^⑤と云われ、義仲の人氣はこれによつてよ_レ衰え、頼朝が新しい支配者として期待されることになつたのである。^⑥

頼朝はかゝる人氣の下に義仲、平氏を滅して天下の覇權を握つた壽永三年二月の院への奏上は、前に明らかにした政治の方針と變ることなく、朝務においては先規を守り徳政を施すべきことを述べ、神社、佛寺の復舊保護すべきことを述べている。更に文治元年十二月六日の兼實への書狀に於いて「伏_レ敵於誅、奉_レ世於君、日來之本意相叶、公私依悅思給候、先不_レ待_二平家追討之左右_一、爲_レ停_二近國十一箇國_一武士之狼藉、差_二上_二人使_一、猶私下知依_レ有_レ恐、一々賜_二院宣_一、可_レ成敗_二之由仰舍候畢_一」^⑦と云い、近國十二國に下した院宣の内容は文治元年八月十三日の條にあるものと同じもので、「令_レ停_二止武士妨_一、諸國諸庄委_二附國司領家_一事」を述べたものであつて、「諸事可_レ被_レ行_二

正道_一」ことによつて善政の興行を期したものであり、それが爲には「雖_レ爲_二頼朝之申狀_一、不_レ可_レ有_二理不盡之裁許_一」と明言し得たものであつた。かゝる政治的意見をもつ頼朝について慈圓は「イカニモノ_一末代ノ將軍ニ有_レガタシ。ヌケタル器量ノ人」^⑧と評し、その朝廷を思うことについて「朝家ノタカラナリケル者」^⑨とまで評した。されば兼實も武權を専らにして無道をはたらいた平氏或は義仲の後であり、當時院政も亦期待すべからざるものであつたことは頼朝と提携する原因となつたと思われる。建久元年頼朝上洛の際に於ける兼實との談話は、兩者が國政についての意見を同じくしたことを物語るものである。かくて兼實はかつて頼朝を武士階級の出身として夷狄の類と輕蔑したのであつたけれど、今やその推舉によつて攝政の地位につくこととなつたのを春日神社の計いとし神意の然らしむる所として耻_レする所がなかつた。攝關家藤原氏がその傳統的な家柄をほこり、その地位は形式的に認められたけれど、律令的公家社會の没落の運命にある時、時代を担う何等の力も組織もなく、武士階級にその席を譲らねばならず、「武士ト云モノハ、今ハスエニ一定當時アルヤウニモチイラレテアルベキ世ノスエニナリタリ」^⑩と云われる状態であれば、頼朝との提携の下に執政の職にあつて、從來亂れた國政を淳素に反えさんとしたのも道理に反したことはなかつたのであらう。

註

① 吾妻鏡 文治元年十二月六日

玉葉 文治元年十二月廿七日

- ② 治承五年八月一日
- ③ 壽永二年十月四日
- ④ 壽永二年十月二日
- ⑤ 壽永二年十月九日
- ⑥ 壽永二年閏十月十八日「此天下猶雖二日、賴朝有下可二
執權一之運上之由、素所三愚案也」
- ⑦ 吾妻鏡 元暦元年二月廿五日
- ⑧ 吾妻鏡
- ⑨ 吾妻鏡 文治二年四月三十日
- ⑩ 愚管抄卷六 一七三頁
- ⑪ 卷六 一七四頁
- ⑫ 玉葉 建久元年十一月九日
- ⑬ 治承四年九月三日、元暦元年十一月二日に攝政基通が兼實の
事を賴朝に讒せるを聞いて「只家之前途、國之重事懸二田夫
野叟之詞一之條、悲而有レ餘者歟」とも云つてゐる。
- ⑭ 愚管抄附錄 二二二頁

六

この賴朝の覇權に對する後白河法皇の立場は兼實と反對であつた事
情について考へて見ると、賴朝は兼實との談話に於いて明らかにして
いる様に院政をとりまく政治の頽廢を嫌す思つていた事、それは攝政
基通をはじめ院をとりまく近臣を追放することになつた事が獨裁者と
しての法皇の機嫌を損じたこともあらうが、更にその奥にあるものは
院政の性格からであつた。院政は武士階級をその政治的地盤としたも
ので、武士階級の棟梁も院に法皇に結びついて貴族社會へ進出したも

のであつた。然し保元・平治の亂を経ての平氏の全盛は「強大之威勢
滿於海内、苛酷之刑罰普於天下」となるに至つて法皇の院の勢力
と對立するに至つた。即ち院の威勢の地盤たるべき武士が院の意向を
も無視するに至つてはそれを除去する企がめぐらされる所となつた。
そのためには平宗盛が院の抗議に示されている如き奇謀さえめぐらさ
れる所となつた。この事は義仲に對する法皇の行動でも見られる所
で、義仲の勢力が院の制御し得ないものとなり、その亂行がつのると
反義仲の計畫がめぐらされた。法皇は義仲に平氏追討を命じて西向せ
しめる一方、賴朝の上洛を促がして義仲と入れかへ様として居り、そ
れは義仲の不滿とする所であつた。法皇と義仲との衝突は「義仲忽
無下可奉危國家之理上、只君構城集兵、被驚業之心之條、專
至愚之政也、是出自小人之計歟」と云われる様に後白河法皇より
事をかまえられる所があつた。かゝる後白河法皇の行動は王者の
行にあらずとせられる所であつて、法皇が義仲に幽閉されるに至つて
は「義仲者は天之誠不徳之君使也」とまで評せしめたのは、法皇に
好感をもたぬ兼實の言葉であるにしても法皇が義仲を討滅せんとする
企より出するものであつた。

義仲に代つた賴朝は變革者としての自覺をもつて現われて來た時、
院政にとつては更に強大な敵對者であつた。賴朝は擧兵後先づ自己の
關東に於ける地盤を固めると共に、武士の棟梁として彼は朝務に關し
ては先規にまかせ道理を重すべきを唱へながら、武士の進退は自己の
手中におさめる事を明確にしている。即ち壽永三年二月の院への奏狀

に於いて「右畿内近國號三源氏平氏」携弓箭之輩並住人等、任義經之下知、可引率之由、可被仰下候、海路雖不輒、殊可公追討之由、所仰義經也、於勳功賞者、其後賴朝可計申上候」と云い、僧侶と雖も兵仗を帶して武士化せるものは「於濫行不信僧者、不可被用三公請候、於自今以後者、爲賴朝之沙汰」とするもので彼は武士の棟梁として弓箭を携える輩は源平の如何を問はず、すべて自己の輩下に組織しようとする意圖をもつていた。これは賴朝が義仲、平氏追討のために兵力を西上せしめる前に明確に抱いていた意圖であると思う。⑨勿論賴朝は擧兵當時に於いて全國的統率者たることを思わず、關東地方を統率することを以て安じたと考へられるが、その後平氏の都落、義仲の不人望は彼をして全國の武士の統率者たらんとする意圖にまで飛躍せしめたと思われる。全國の武士の統率者たらんとする賴朝は武士を自己の手中におさめる必要を感じ、彼の家人たる者の恩賞は彼の内擧によるものとし、その節度に從わないものは嚴に之れを戒しめる所であつた。⑩義經が彼の許可を得ず法皇より直接恩賞を蒙つたことは彼と義經と衝突する原因となつた。

賴朝が文治元年十一月守護地頭の設置を許された事は、武士の棟梁として全國の治安の維持に任ずる權限を獲得した事と、知行地を自己の家人に給與し得る權限と地位を獲得した事とであつた。⑪而してこの家人を地頭職に補任することは家人に下地の管理權を附與することであり、全國の地頭補任權を獲得し得たことは「於諸國庄園下地者、關東一向可下令領掌給上」結果となつたのである。これは領主的な地

位と地主としての財をもつ地方豪族であつた武士を賴朝は武士の棟梁としてその輩下に入れて統率し、家人として支配する權限をもつことになつたのである。地方豪族は賴朝の家人なることによつて、その領主的地位と地主としての財を安堵せられることが公的に認められることになつたのである。かくて武士たる地方豪族は、その領主的地位とそのもつ土地を確保するために、攝關家等の權門勢家或は院に依頼する必要がなくなり、武士の棟梁たる賴朝の下に組織されることによつて安堵せられることになつたのである。⑫從つて院政にとつて賴朝の出現は、武士階級を組織し得ず古代公家社會の中に入つて、武斷的獨裁者となつた平氏とは全く異つた根強い基礎をもつものであり、院政の基礎をゆるがすものであつた。かゝる情勢に際して院政が賴朝の勢力を牽制し、それに對立する勢力として利用せんとしたのは、義經であつたと思われる。⑬義經は云うまでもなく賴朝の弟で、義仲、平氏追討の功勞者として賴朝に對抗し得る人物と考へられ、又彼が容易に院よりの恩賞をうけた事は賴朝と異つた性格をもつ人物と考へられたと思う。然し賴朝の統率する武士階級の組織は法皇の考へられる程脆弱なものではなかつた。治承四年の擧兵以後壽永二年の末までの期間⑭は賴朝が關東に於いて「至東國者諸國一同庄公皆可爲御沙汰」の目的をもつてその地盤を固め、東國に於ける武士の棟梁として武士階級の統率者として確固たる地位を築いたものと思われる。勿論それには賴朝が「源氏の正統」⑮として祖先以來の歴史的因縁によるものであつたことは云うまでもないけれど、その人格が良く部下を歸

服せしめ得たとも思われる。¹⁷⁾ されば法皇が義經を殊遇し、その力を以て頼朝に對立せしめんとした事は失敗せざるを得なかつた。義經は法皇の殊遇を受けたにしても、武士の棟梁としてその地位を確立し得た頼朝と提携し得ない義經は全く無力なものであつたのみならず、却つてその身の滅亡を早めることになつた。この事は頼朝をして益々法皇を警戒せしめる結果となり、頼朝をして「縦雖下被下勅宣院宣事候上、爲朝爲世、可及違端之事者、再三可令覆奏給上候也」¹⁸⁾と云わしめることになつた。院をとりまく陰謀を妨ぐために法皇と兎角疎遠の關係にあつた兼實を推舉する、一方、基通以下近臣を斥けることになつたのである。かゝる情勢に立至つてしまつては、後白河法皇の頼朝に對する最後の抵抗は、頼朝が朝廷の官位よりも武門の棟梁として征夷大將軍の任命を希望したのに對して、義仲に許した官位でありながら源氏一門の中で義仲より優位にあることを早くから認めていた頼朝に對しては許すことをしなかつたことである。

以上兼實は傳統的な古代世界の中にある者として變革者頼朝とは對立すべきでありながら、永年に亘る後白河法皇との對立關係、それに加うるに院政が近臣の跋扈による政治の亂脈と院の恣意による政治の頹廢に満されていることを慚す思う考へは、頼朝の出現によつて示された朝政振興の政治方針は院政に勝るものがあつたのでそれとの提携へと進んだのである。然し頼朝は朝務に對して傳統の尊重、古代公家社會の秩序を尊重する態度をとりながら、彼はその下にあつて新しく政治的社會的に進出して來た武士階級の力を組織するものであり、そ

れに新しい秩序を興へる者として天下の草創を意企していたのである。保元、平治の亂以後國內の騷擾が兼實にこの階級組織の意味の理解することをさまたげ、世の亂離を鎮撫した頼朝の存在のみが意織されて、頼朝との協力が行われたのである。こゝに彼が秀れた才能をもち、古い國家の上に思い致しながら、轉換期に於ける新しい勢力に利用されながらも、それを覺り得ざる存在となり終ることになつたのである。

註

- ① 玉葉 治承五年閏二月五日
- ② 吾妻鏡 元暦元年二月廿日
- ③ 玉葉 壽永二年閏十月廿日
- ④ " 同 年十一月十七日
- ⑤ " 同 年同月十八日
- ⑥ " 同 年同日十九日
- ⑦ 吾妻鏡 元暦元年二月廿五日
- ⑧ 玉葉 壽永二年十月四日
- ⑨ " 治承五年八月一日
- ⑩ 吾妻鏡 文治元年四月十五日
- ⑪ 牧健二博士著「日本封建制度成立史」
- ⑫ 吾妻鏡 文治元年十二月廿一日
- ⑬ 御家人とは「往昔以來、爲三開發領主」、賜三武家御下文一人事也
開發領主者 本私領也 又本領トモ云也」(沙汰未練書)及び清水三男著「中世の村落」參照、
- ⑭ 頼朝と義經との不和の原因は後白河法皇が義經を利用せんとした點から考へるべきであらう。

- ⑮ 吾妻鏡 治承四年八月十九日
〃 治承四年六月十九日
- ⑯ 藤直幹博士著「中世武家社會の構造」
- ⑰ 吾妻鏡文治二年四月三十日
- ⑱ 義仲入京の時の行賞の議定に於いて「惣論レ之、第一頼朝、第二義仲、第三行家也」(玉葉、壽永二年七月卅日)とある
- ⑳ 玉葉建久三年正月五日「頼朝之勇、無レ争レ鋒、至三千今、屬ニ太平ニ了」と云いながら次の「漸々國衰」とは關係しては考へていない。